

四国中央市若年がん患者在宅療養支援事業

介護保険制度などの対象にならない若年のがん患者さんが、住み慣れた自宅等で安心して生活できるよう、在宅療養に必要な訪問サービスや福祉用具の利用料の一部を助成します。

1 対象となる方（下記のいずれにも該当する方）

- (1) 20歳以上40歳未満の方。ただし、18歳以上20歳未満の方で小児慢性特定疾病医療費助成等他の支援・助成制度を受けていない方を含む
- (2) 医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- (3) 在宅療養上の生活支援や介護が必要な方
- (4) 他の事業により同様のサービスの利用を受けることができない方



2 対象サービス

訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与・福祉用具購入

【福祉用具貸与対象】

- ・車いす
- ・車いす付属品（電動補助装置等）
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品（サイドレール等）
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・手すり（工事を伴わないもの）
- ・スロープ（工事を伴わないもの）
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置



【福祉用具購入対象】

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

○対象サービスの利用料（1か月上限6万円）の1割を自己負担額としてサービス提供事業者へお支払いください。残りの額は、市からサービス提供事業者へ直接支払います。生活保護受給中の方は、1か月の利用料が6万円以内の場合の自己負担はありません。

○1か月の上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額が自己負担になりますので、ご注意ください。

《申請及びお問い合わせ》 四国中央市保健センター TEL:28-6054
FAX:28-6110